

令和 8 年度地域創生総合支援事業 (サポート事業) 2 次募集要項【会津地域】

令和 8 年 8 月 6 日
福島県会津地方振興局

令和 8 年度地域創生総合支援事業(サポート事業)の 2 次募集を下記のとおり行います。

〔 福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)とは
地域に住む皆さんが主役となっていく、地域の特性を活かした個性と
魅力ある地域づくり事業の立ち上げを支援する補助制度です。 〕

1 受付事業

①一般枠、②市町村枠、③過疎・中山間地域活性化枠(集落等活性化事業、スタートアップ支援事業(収益事業)、集落ネットワーク圏形成事業)

2 受付期限

令和 8 年 8 月 27 日(木) 正午まで

※事業をお考えの団体等は、申請前にお早めに御相談ください。

4 対象事業等の要件

「地域創生総合支援事業(サポート事業)手引き【会津地域】」を御確認ください。
特に、手引き(P. 2～11)に示す「どんな事業が対象か」、「対象経費は何か」などを十分御確認ください。手引きは会津地方振興局HPに掲載しています。

5 申請方法

以下のフォームから、申請してください。

<https://forms.gle/Fn6yPfnvrKfgSJtw9>

フォーム申請後、ご登録いただいた事務担当者アドレスまで案内メールを送付いたします。申請事業に応じてファイルを添付し、所定の返送アドレス(chiiki_aizu@pref.fukushima.lg.jp)まで提出してください。

募集期間内までに様式の提出がなかった場合、申請を受理できない場合もありますので、予めご了承ください。



<全枠共通>

- (1) 事業計画書(交付要綱様式)※
- (2) 事業計画書(別記)(指定様式)※
- (3) 収支予算書(指定様式)※
- (4) 具体的な事業内容やスケジュールが分かる資料
- (5) 実施主体に関する資料(規約、役員名簿、最新の年間事業計画書や収支決算書など)

<全枠において該当する場合のみ>

- (1) 1 回の発注で 10 万円以上となる場合は、原則 2 者以上の見積書(見積合わせをしない合理的な理由がある場合は、その理由書)
- (2) 委託料、工事請負費、備品購入費の経費がある場合は、金額に関わらずその見積書
- (3) 県の基準単価を超えた謝金等を計上している場合は、その理由書
- (4) ハード整備がある場合は、施工位置図、完成予想図、平面図など

<過疎・中山間地域活性化枠(集落等活性化事業)>

- (1) 地区概要説明書（指定様式）※
- (2) 地域づくり計画策定概要（集落等再生計画策定事業のみ）

＜過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））＞

- (1) 集落等との協定書
- (2) 市町村からの推薦書（交付要綱様式）※

（留意事項）

- 上記※印は、会津地方振興局HPに掲載している様式にて作成してください。
※印がない書類は、任意様式で結構です。
- 「事業計画書〈別記〉」は、各事業申請団体において、申請事業が補助対象の事業となっているかをあらかじめ確認いただくものです。
- 上記の書類のほか、必要に応じて書類の追加提出の依頼や、ヒアリングを行います。

6 提出後のスケジュール

- 9月中旬まで 厳正な審査を行い、審査結果（採択、不採択）を通知します。
採択事業の実施団体等に対しては、内示通知を行います。
内示通知後は、速やかに申請書を提出願います。
- 9月下旬以降 交付決定、事業開始となります。

7 問合せ先

福島県会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課
会津若松市追手町7-5 県会津若松合同庁舎本館3階

（電話）0242-29-5292

（FAX）0242-29-5228

（メールアドレス）chiiki_aizu@pref.fukushima.lg.jp

（担当者）

〈会津若松市〉柳沼、佐藤

〈喜多方市〉蓬田

〈北塩原村〉中村

〈西会津町〉蓬田

〈磐梯町〉中村

〈猪苗代町〉中村

〈会津坂下町〉佐藤

〈湯川村〉中村

〈柳津町〉長谷川

〈三島町〉長谷川

〈金山町〉長谷川

〈昭和村〉長谷川

〈会津美里町〉柳沼